

議案説明書

行政経営部 行政経営課

提出議会：令和6年第3回定例会

1 案件名

議案第57号 佐野市部及び行政機関等設置条例の改正について

2 概要

市長の権限に属する事務を分掌させるため佐野新都市行政サービスセンターを設置するにあたり、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、行政サービスセンターの名称、位置及び所管区域を定める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

市民の利便性の向上を図るため、イオンモール佐野新都市内に平日夕方以降や休日にも行政サービスを提供できる佐野新都市行政サービスセンターを設置する。

4 その他の事項

施行日 公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日